

令和8年6月岡崎市議会定例会 提出議案概要

提出件数

- 1 議案 21件
- 2 報告事項 14件

区 分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議 案	1	—	5	7	5	2	1	21
(当初発送)	(1)	—	(5)	(7)	(5)	—	—	(18)
(追加提出) (閉会日提出分)	—	—	—	—	—	(2)	(1)	(3)
報告事項	—							14
(当初発送)	—							(13)
(2次発送)	—							(1)

招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和8年5月22日（金）
- 2 議案発送日
 - (1) 当初発送 令和8年5月22日（金）
 - (2) 2次発送 定例会開会日（令和8年6月1日（月））予定
 - (3) 追加提出 定例会閉会日（令和8年6月22日（月））予定

承認（1件） 5月22日発送

件名	概要
岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について 承認第2号 (市民税課)	地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするもの 令和8年3月31日専決 令和8年4月1日から施行

その他（5件）

5月22日発送

件名	概要								
特定事業の契約の変更に ついて 第77号議案 （公園緑地課）	南公園整備事業の契約（令和6年12月20日の議決を経て締結したものを）を次のように変更するもの <table border="1" data-bbox="574 385 1062 542"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>7,557,023,383円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>7,549,564,918円</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>7,458,465円減額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	契約金額	変更前	7,557,023,383円	変更後	7,549,564,918円	増減	7,458,465円減額
区分	契約金額								
変更前	7,557,023,383円								
変更後	7,549,564,918円								
増減	7,458,465円減額								
物品の取得について 第78号議案 （消防救急課）	救急業務用の物品の買入れを行うもの 買入物品 救急自動車 2両 契約方法 指名競争入札 買入金額 42,790,000円 納品期限 令和9年3月31日 相手方 日産愛知販売株式会社								
物品の取得について 第79号議案 （消防救急課）	消防業務用の物品の買入れを行うもの 買入物品 小型動力ポンプ軽積載車 8両 契約方法 指名競争入札 買入金額 32,108,800円 納品期限 令和9年3月31日 相手方 有限会社江川工業所								
物品の取得について 第80号議案 （消防救急課）	消防業務用の物品の買入れを行うもの 買入物品 小型動力ポンプ付積載車 2両 契約方法 指名競争入札 買入金額 31,631,320円 納品期限 令和9年3月31日 相手方 平和機械株式会社								
物品の取得について 第81号議案 （教育政策課）	学校用の物品の買入れを行うもの 買入物品 タブレット端末 15,454台 契約方法 随意契約 買入金額 919,667,540円 納品期限 令和9年3月31日 相手方 愛知県GIGAスクール共同事業体 代表者 NTT西日本株式会社 東海支店								

条例（7件） 5月22日発送

件名	概要
<p>岡崎市市税条例の一部改正について</p> <p>第82号議案 (市民税課)</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図るもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。</p> <p>(2) 個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除について、特例の適用期限を令和25年度分の個人の市民税(現行:令和20年度分まで)及び居住年が令和12年であるものまで(現行:令和7年まで)延長する。</p> <p>(3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限の終期(現行:令和9年度まで)を廃止する。</p> <p>(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人の市民税まで(現行:令和9年度分まで)延長する。</p> <p>(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を令和11年度分の個人の市民税まで(現行:令和8年度分まで)延長する。</p> <p>(6) 特定暗号資産等に係る課税の特例について、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額に対し、課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 家屋と償却資産の課税標準額の免税点の引上げを行う。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のものに適用される課税標準の特例措置に関する要件の見直し及び参酌基準の変更に伴う規定の整理を行う。</p> <p>(3) 利便性向上改修工事を行った改修特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象を既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けた特別特定建築物全般に見直すとともに特例措置の規定を追加する。</p> <p>公布の日から施行。ただし、1(1)から(3)までは令和9年1月1日から、2(1)は令和9年4月1日から、1(6)は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行</p>

件名	概要
<p>岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について</p> <p>第83号議案 (福祉医療課)</p>	<p>子育て世代の経済的な負担軽減と子どもの健康を確保することで、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、現在中学生までとしている通院に係る医療費助成の対象者を、高校生世代まで(18歳到達後の年度末まで)に拡大するもの</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
<p>岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について</p> <p>第84号議案 (保育課)</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示の一部改正に伴い、認定こども園における子どもの保育に従事する職員の配置数の算定対象に特定理学療法士等を加える等するもの</p> <p>1 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正 (1) 保育士の資格を有する者について、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。 (2) 認定こども園の設置者に、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置の実施を義務付ける。</p> <p>2 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正 3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を定める。</p> <p>1(1)及び2は公布の日から、1(2)は令和8年12月25日から施行</p>
<p>岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</p> <p>第85号議案 (保育課)</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を定める等するもの</p> <p>公布の日から施行</p>
<p>岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</p> <p>第86号議案 (保育課)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置数の算定対象に、特定理学療法士等を加える等するもの</p> <p>1 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置数の算定対象に、幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等を加える。</p> <p>2 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を定める。</p> <p>公布の日から施行</p>

件名	概要
<p>アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う病院の料金の特例に関する条例の制定について</p> <p>第87号議案 (市民病院総務課)</p>	<p>岡崎市民病院が、アジア・アジアパラ競技大会の大会指定病院として選手その他の関係者に対して医療を提供するに当たり、その料金の特例を定めるもの</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会の選手その他の関係者のうち市長が定める者が受けた医療（市長が定める期間内に受けたものに限る。）に係る料金については、健康保険法の規定により、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に3.3を乗じて得た額（その額に5円以上10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額）の範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>公布の日から施行</p>
<p>岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について</p> <p>第88号議案 (市民病院総務課)</p>	<p>無痛分べんの提供を開始することに伴い、その料金を定めるもの</p> <p>無痛分べん料の額を、1件につき123,000円とする。</p> <p>令和8年7月1日から施行</p>

予算（5件） 5月22日発送

件	名
第89号議案 (財政課)	令和8年度岡崎市一般会計補正予算(第2号)
第90号議案 (財政課)	令和8年度岡崎市一般会計補正予算(第3号)
第91号議案 (地域創生課)	令和8年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第1号)
第92号議案 (市民病院総務課)	令和8年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算(第1号)
第93号議案 (中山間政策課)	令和8年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算(第1号)

補正予算概要(第89号・第91号議案)

(単位:千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	155,955,328	805,811	156,761,139
特別会計	81,812,361	666,446	82,478,807
企業会計	68,092,183	0	68,092,183
計	305,859,872	1,472,257	307,332,129

(一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳入補正額	款	歳出補正額
21 繰越金	233,811	7 商工費	446
23 市債	572,000	8 土木費	805,365
歳入合計	805,811	歳出合計	805,811

(単位:千円)

区分	経費の概要
土木費	道路新設改良工事請負費(阿知和地区工業団地関連 道路整備事業) 805,365

(特別会計)

(単位:千円)

会計名	補正額	経費の概要
阿知和地区工業 団地造成事業	666,446	造成事業工事請負費 666,446

補正予算概要（第90号・第92号・第93号議案）

（単位：千円）

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	156,761,139	483,181	157,244,320
特別会計	82,478,807	1,101	82,479,908
企業会計	68,092,183	0	68,092,183
計	307,332,129	484,282	307,816,411

（一般会計）

歳入歳出予算款別補正額

（単位：千円）

款	歳入補正額	款	歳出補正額
16 国庫支出金	37,289	2 総務費	9,097
17 県支出金	8,125	3 民生費	108,931
18 財産収入	2,110	4 衛生費	54,589
19 寄附金	25,312	5 労働費	3,000
20 繰入金	128,580	6 農林業費	18,902
21 繰越金	322,943	7 商工費	8,130
22 諸収入	12,822	8 土木費	161,464
23 市債	△54,000	10 教育費	119,068
歳入合計	483,181	歳出合計	483,181

（単位：千円）

区分	経費の概要	
総務費	企業版ふるさと納税地方創生基金積立金	38,500
民生費	生活保護費追加給付事務委託料	94,627
衛生費	インフルエンザ予防接種委託料	30,418
	未来環境整備基金積立金	21,226
農林業費	スマート農業研修教育環境整備事業費補助金	16,881
土木費	スマートインターチェンジ整備事業費	107,949
	交通政策推進事業費	17,152
	標本等製作委託料（東公園動物園管理運営事業）	7,006
教育費	学校給食費無償化相当額給付金	11,433
	消耗品費（通学帽子）	8,580
	会計年度任用職員報酬等（教員業務支援員）	25,577
	学校給食業務委託料	41,354

継続費（変更）

（単位：千円）

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
東阿知和橋（青木川）整備事業	433,400	令和6年度	23,540	490,601	令和6年度	23,540
		令和7年度	27,027		令和7年度	27,027
		令和8年度	84,293		令和8年度	90,985
		令和9年度	298,540		令和9年度	349,049

繰越明許費（追加）

（単位：千円）

事業名	金額
スマートインターチェンジ整備事業	258,811

債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
阿知和地区工業団地関連道路等整備に要する経費	令和9年度	153,505

同意（2件） 閉会日提出

件名	概要	要
岡崎市公平委員会の委員の選任について 同意第2号 (人事課)	谷口善一氏（1期）の任期満了（令和8年6月30日）に伴い、後任者を選任するもの	
岡崎市農業委員会の委員の任命について 同意第3号 (農業委員会事務局)	現委員の任期満了（令和8年7月29日）に伴い、後任者を任命するもの	

諮問（1件） 閉会日提出

件名	概要	要
人権擁護委員の推薦について 諮問第1号 (防犯交通安全課)	加藤政幸氏（3期）の辞任（令和7年11月30日）、山本守正氏（1期）の辞任（令和8年4月30日）並びに大久保邦明氏（1期）、野々山周次郎氏（2期）、本田政弘氏（2期）及び三浦雅司氏（1期）の任期満了（令和8年9月30日）に伴い、後任者を推薦するもの	

報告（13件） 5月22日発送

件名	概要	要
令和7年度岡崎市一般会計継続費繰越計算書について 報告第9号 (財政課)	地方自治法施行令第145条の規定による通次繰越に係る計算書	
令和7年度岡崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第10号 (財政課)	地方自治法施行令第146条の規定による翌年度に繰り越した経費の計算書	
令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について 報告第11号 (地域創生課)	地方自治法施行令第146条の規定による翌年度に繰り越した経費の計算書	

件名	概要
令和7年度岡崎市病院事業会計予算繰越計算書について 報告第12号 (財務管理課)	地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書
令和7年度岡崎市水道事業会計継続費繰越計算書について 報告第13号 (経営企画課)	地方公営企業法施行令第18条の2の規定による通次繰越に係る計算書
令和7年度岡崎市水道事業会計予算繰越計算書について 報告第14号 (経営企画課)	地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書
令和7年度岡崎市下水道事業会計予算繰越計算書について 報告第15号 (経営企画課)	地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書
岡崎市土地開発公社の経営状況について 報告第16号 (行政経営課)	地方自治法第243条の3の規定により提出するもの 岡崎市土地開発公社の経営状況の報告
公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会の経営状況について 報告第17号 (商工労政課)	地方自治法第243条の3の規定により提出するもの 市が2分の1以上出資する公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会の経営状況の報告
公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況について 報告第18号 (教育政策課)	地方自治法第243条の3の規定により提出するもの 市が2分の1以上出資する公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況の報告

件名	概要
<p>和解及び損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第19号 (公園緑地課)</p>	<p>日時 令和8年2月21日午前9時20分頃</p> <p>場所 岡崎市真福寺町字落合地内</p> <p>内容 岡崎市が設置及び管理する花園緑地からの落石が、隣接する相手方敷地に駐車中の相手方所有自動車に接触し、当該自動車の前部バンパー、ルーフパネル等が損傷した。</p> <p>過失割合 市100%</p> <p>金額 698,493円</p> <p>令和8年5月19日専決</p>
<p>和解及び損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第20号 (公園緑地課)</p>	<p>日時 令和8年2月21日午前9時20分頃</p> <p>場所 岡崎市真福寺町字落合地内</p> <p>内容 岡崎市が設置及び管理する花園緑地からの落石が、隣接する相手方敷地に駐車中の相手方所有自動車に接触し、当該自動車の前部バンパー、ボンネット等が損傷した。</p> <p>過失割合 市100%</p> <p>金額 719,801円</p> <p>令和8年5月19日専決</p>
<p>和解に関する専決処分について</p> <p>報告第21号 (農業委員会事務局)</p>	<p>日時 令和7年12月2日午前10時30分頃</p> <p>場所 岡崎市西阿知和町字中根地内</p> <p>内容 岡崎市所有自動車が、農地調査のため、調査先の農地付近の道路上で停車していたところ、相手方が運転する相手方所有自動車が前方から走行してきたため、双方の自動車が道路の端に寄りながら擦れ違おうとした際、岡崎市所有自動車の右後部と相手方所有自動車の右サイドミラーが接触し、岡崎市所有自動車の右クォーターパネルが損傷した。</p> <p>過失割合 市30%、相手方70%</p> <p>和解条項 相手方は、岡崎市に対し、金28,480円を支払う</p> <p>令和8年4月7日専決</p>

報告（1件） 開会日発送

件名	概要
株式会社岡崎情報開発センターの経営状況について 報告第22号 (情報システム課)	地方自治法第243条の3の規定により提出するもの 市が2分の1以上出資する株式会社岡崎情報開発センターの経営状況の報告